

## 一番街周辺の交通対策に係る交通誘導等業務委託特記仕様書

### 1 委託件名

一番街周辺の交通対策に係る交通誘導等業務委託

### 2 目的

本業務は、春季連休に予定する一番街周辺の交通対策（交通規制等）に伴う周辺道路への交通負担を最小限に抑えるとともに、歩行者等の安全を確保することをもって、安全かつ円滑な交通誘導等を行うことを目的とする。

### 3 委託場所

川越市幸町地内ほか（別図1のとおり）

### 4 委託期間

契約締結日から令和8年5月22日まで

### 5 就業日・時間及び就業箇所

#### (1) 就業日・時間（計3日間・各日8時間）

就業日：令和8年5月3日（日）、4日（月・祝）、5日（火・祝）

時間：午前10時から午後6時まで

（軽微なスライド勤務、時間は発注者の指示により行うこと。）

#### (2) 就業箇所

就業箇所：21箇所（別図2のとおり）

埼玉県公安委員会が定める認定路線には、必要とされる交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を配置すること。

### 6 交通規制

#### (1) 規制内容 歩行者用道路

(2) 規制範囲 県道川越栗橋線：札の辻交差点から仲町交差点まで  
（別図1のとおり）

(3) 規制期間 令和8年5月3日から5月5日まで

(4) 規制時間 午前11時から午後5時まで

（規制時間については変更となる場合がある。）

### 7 業務内容

#### (1) 警備計画書及び報告書の作成

(2) 交通規制等の実施に伴い、周辺道路において車両誘導業務、歩行者等の安全確保業務及び規制標識等移動設置業務を行う。各交通誘導員の配置と主な役割は、別図2～7のとおりとするが、状況に応じて補完し合うこととし、発

注者の指示により変更となる場合には、その指示により行うこと。

- (3) 交通誘導員は、交通誘導員同士及び警備本部と常時連絡を取れる通信機器（トランシーバー、携帯電話等）を携帯すること。
- (4) その他上記の業務を達成するために必要な業務。

## 8 本業務における必要な責任者の選任

本業務は、警備業法第2条第1項第2号に該当するため、当該区分の「警備員指導教育責任者」を選任すること。

## 9 損害賠償について

任意保険の内容については、対人賠償責任保険、対物賠償責任保険を含むものとし、受注者が加入する。

## 10 支払方法

完了払い

## 11 提出書類等

受注者は、業務着手前後に以下の書類を提出しなければならない。

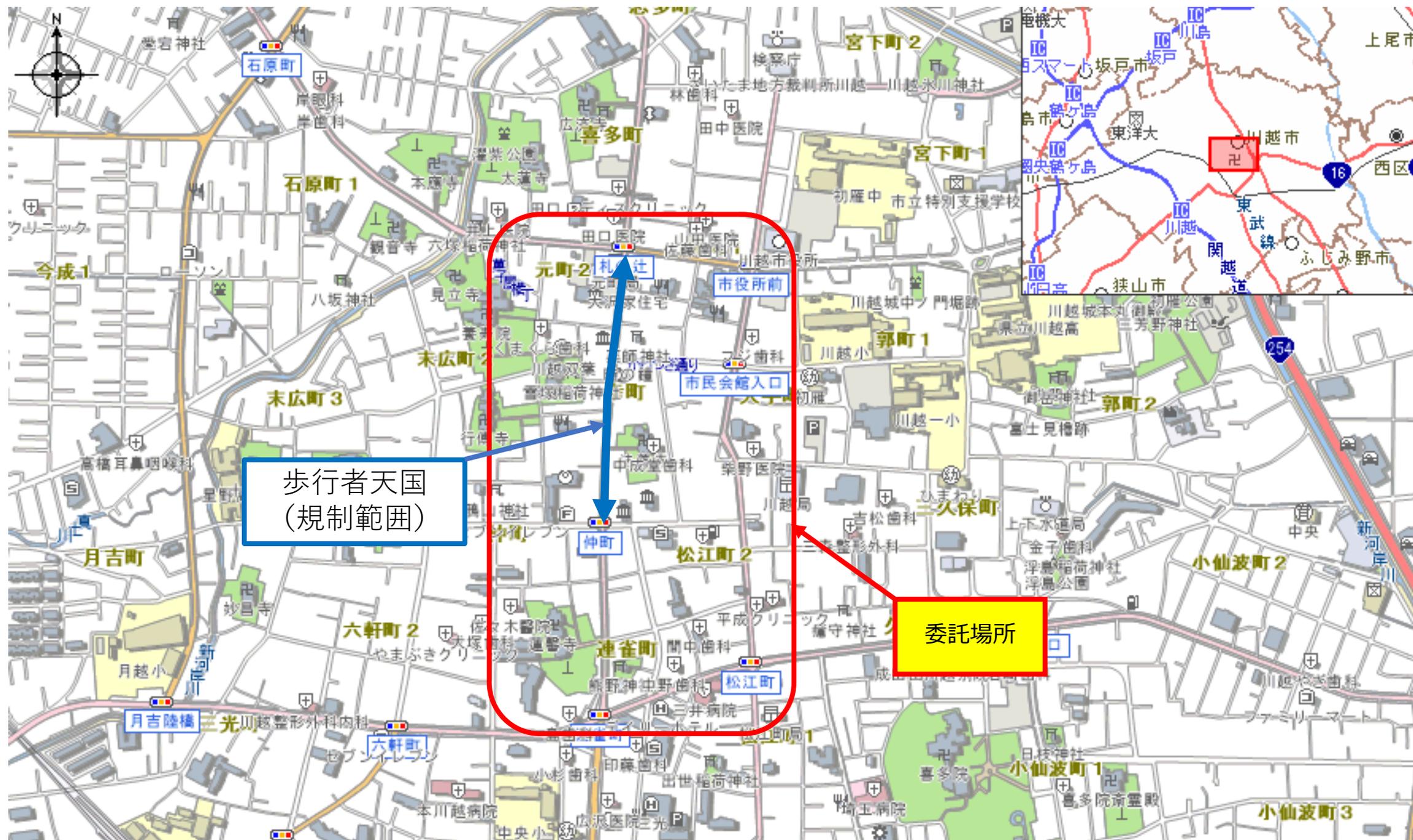
- (1) 委託業務実施計画書
- (2) 管理技術者等通知書
- (3) 対人・対物保険加入証書の写し
- (4) 警備業「認定証」の写し
- (5) 2号警備「警備員指導教育責任者証」の写し
- (6) 警備計画書
- (7) 委託業務実施報告書
- (8) 警備報告書
- (9) その他発注者が指定するもの

## 12 順守事項

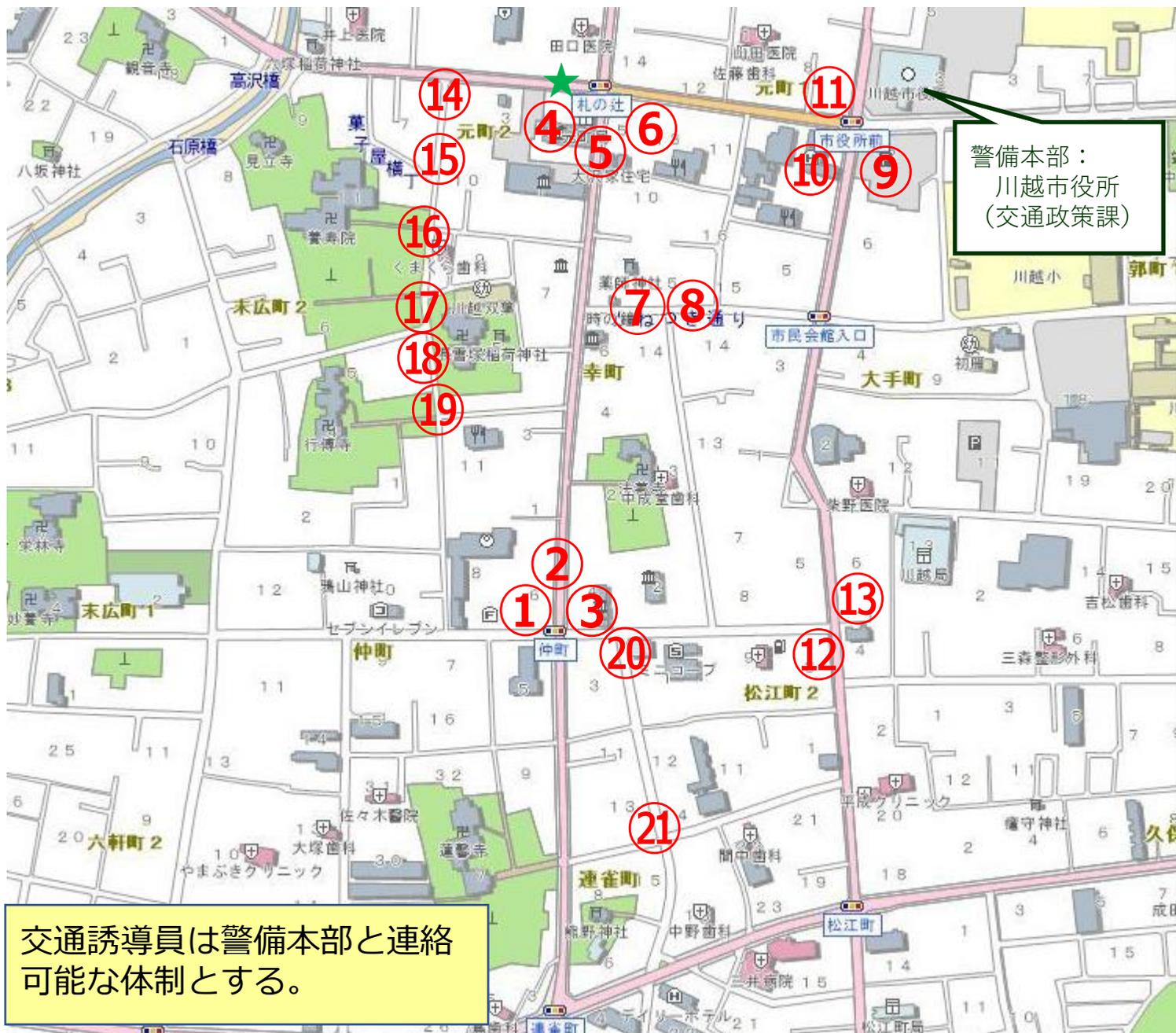
- (1) 交通誘導員は受注者の定めた制服・制帽を着用し必要な誘導具を用いること。
- (2) 交通誘導員は本業務に際して正しい挨拶を励行するとともに、言葉遣い・態度等に十分注意し、親切丁寧を旨とすること。
- (3) 緊急事態発生の場合は、必要な措置を講じた後、直ちに発注者へ連絡するとともに、発注者の指示に従い行動すること。
- (4) 本仕様書は、委託の大要を示したものであるため、詳細な部分については発注者の指示により行うこと。
- (5) 必要な申請手続きとそれに係る費用負担は受注者が行うものとする。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して取り決めるものとする。
- (7) 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先

の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、川越市の承諾を得る必要がある。

# 一番街周辺の交通対策に係る交通誘導等業務委託の全体図



# 交通誘導員配置図

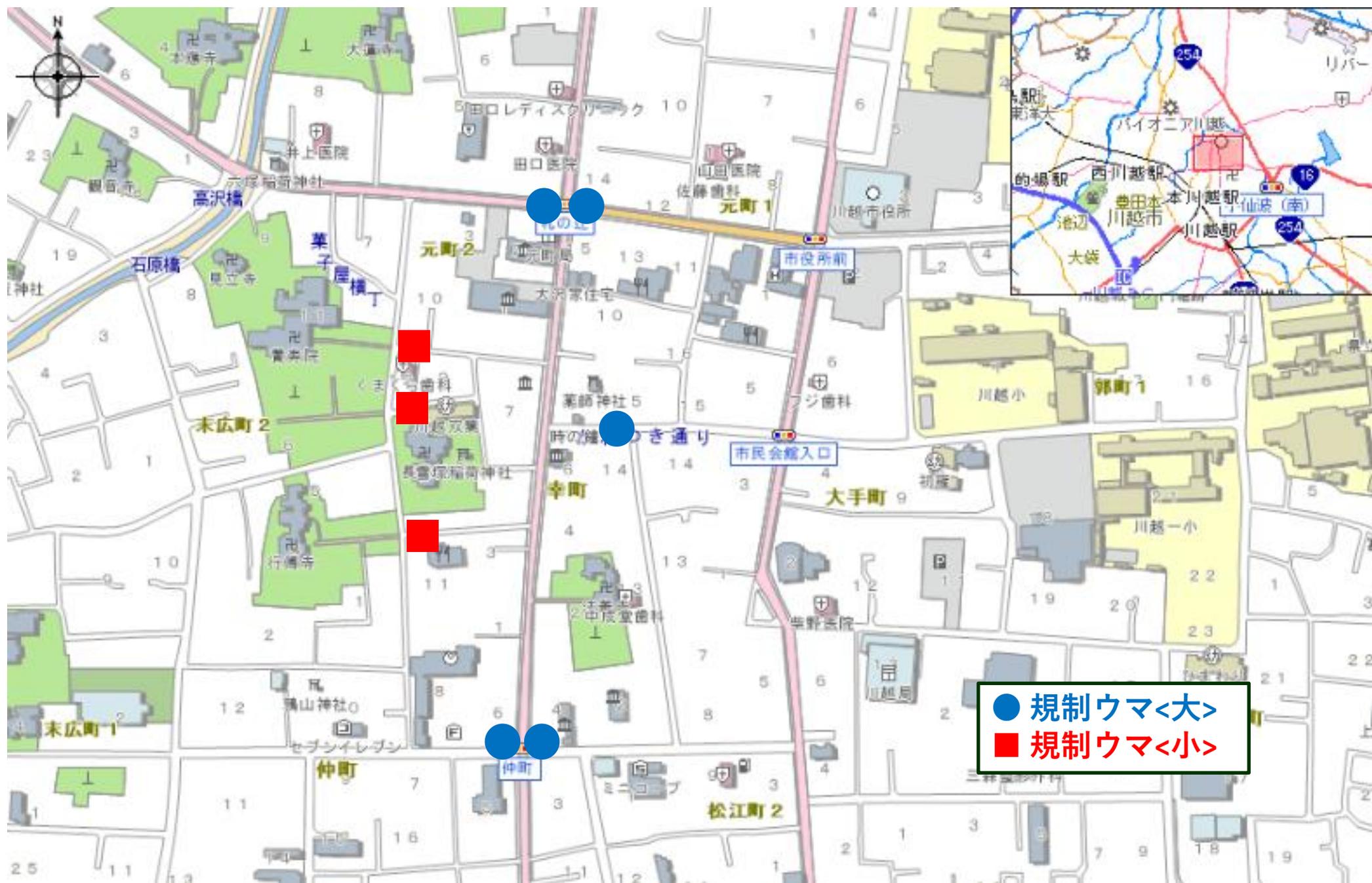


## ■交通誘導員の役割

- ①②③：仲町交差点
  - ・車両の誤進入防止、迂回案内及び誘導
  - ・自転車利用者に対する降車の呼びかけ
  - ・歩行者の横断時の安全確保
  - ・バスの右左折時の動線確保及び誘導
  - ・規制標識、規制ウマ及び規制補助看板の移動設置（別図3～7のとおり）
- ④⑤⑥：札の辻交差点
  - ・車両の誤進入防止、迂回案内及び誘導
  - ・自転車利用者に対する降車の呼びかけ
  - ・歩行者の横断時の安全確保
  - ・バスの右左折時の動線確保及び誘導
  - ・交差点西側の右折避譲帯（★）の閉鎖（カラーコーンの設置）と維持
  - ・規制標識、規制ウマ及び規制補助看板の移動設置（別図3～7のとおり）
- ⑦⑧：鐘つき通り
  - ・車両の誤進入防止、迂回案内及び誘導
  - ・規制標識、規制ウマの移動設置（別図3～7のとおり）
- ⑨⑩⑪：市役所前交差点
- ⑫⑬：教会前交差点
  - ・歩行者の横断時等の安全確保
  - ・バスの右左折時の動線確保及び誘導
- ⑭⑮：寺町通り北側
  - ・車両通行時における歩行者への注意喚起及び誘導
  - ・歩行者の安全確保
- ⑯⑰⑱：寺町通り
  - ・車両の誤進入防止、迂回案内及び誘導
  - ・歩行者の安全確保
  - ・規制標識、規制ウマの移動設置（別図3～7のとおり）
- ⑳：大正浪漫夢通り北側
  - ・生活道路への流入抑制（居住者、店舗利用者以外の迂回措置）のため、手持ち看板を使い迂回を促す
  - ・歩行者の安全確保
  - ・車両通行時における歩行者への注意喚起及び誘導
- ㉑：大正浪漫夢通り
  - ・歩行者の安全確保
  - ・車両通行時における歩行者への注意喚起及び誘導（手持ち看板使用）

交通誘導員は警備本部と連絡可能な体制とする。

# 規制ウマ設置箇所

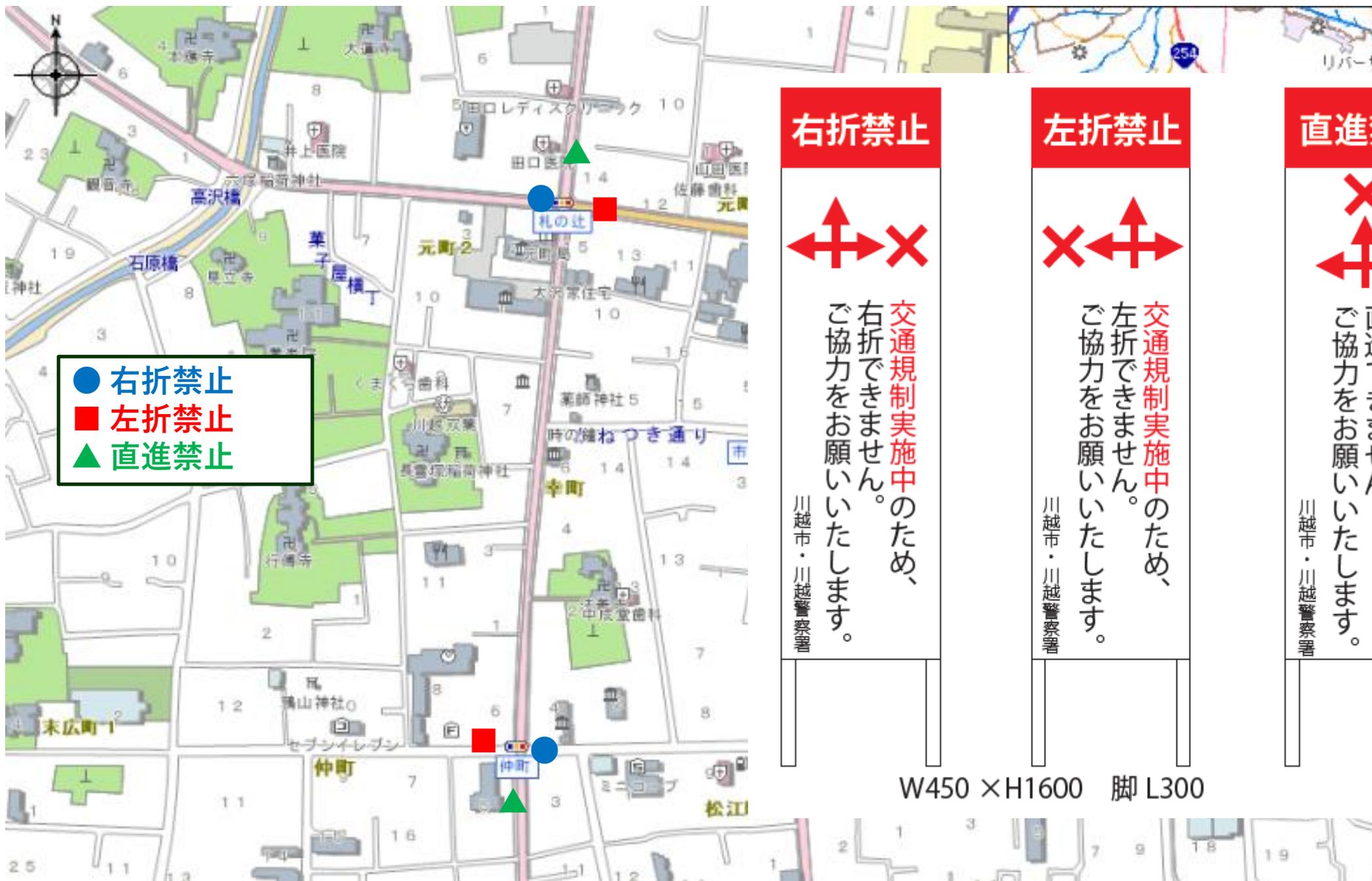


# 規制標識設置箇所

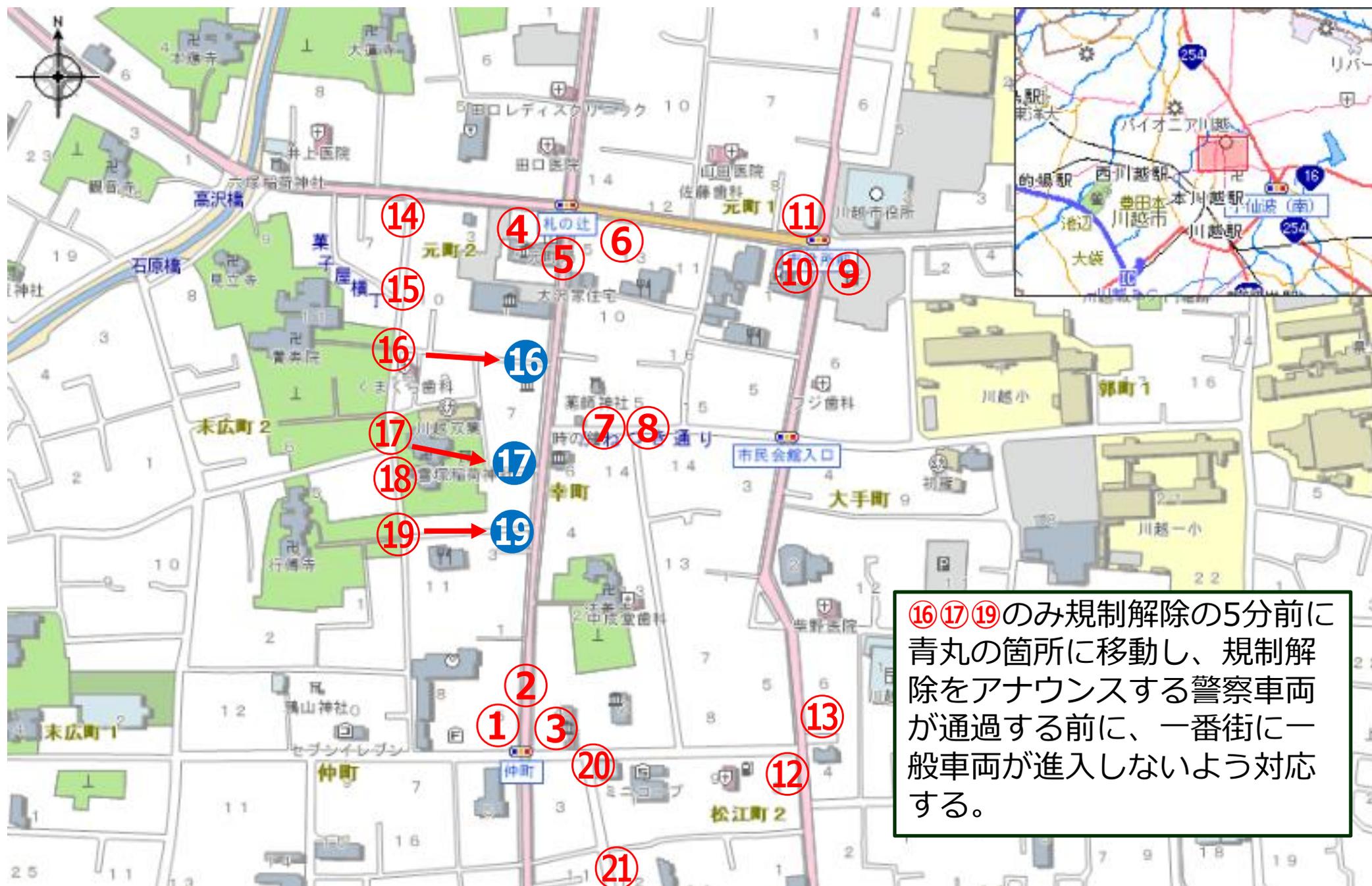


● 規制標識 (歩行者用道路)

# 右折（左折・直進）禁止の規制補助看板設置箇所



## 規制解除時の交通誘導員配置箇所



# 規制標識、規制ウマ及び規制補助看板等の移動先（一時保管場所）

別図 7

交通誘導員は、別図 3～5 の規制標識、規制ウマ及び規制補助看板等について、規制時間帯（11時～17時）の前に、一時保管場所から設置箇所に移動・設置すること。  
また、規制時間帯の後に、設置箇所から一時保管場所へ移動すること。

## 一時保管場所(1) まつり会館北側広場 (元町 2 - 1 - 18)

- ・規制標識（歩行者用道路） 6 基
- ・規制ウマ<大> 3 基
- ・規制ウマ<小> 3 基
- ・規制補助看板 3 基

(ベース・ウェイト含む、直進・右折・左折)

## 一時保管場所(2) 鍛冶町広場（仲町 4 - 10）

- ・規制ウマ<大> 2 基
- ・規制補助看板 3 基
- ・手持ち看板 5 基

(ベース・ウェイト含む、直進・右折・左折)

※一時保管場所に設置する規制標識等は、変更となる場合があります。

令和8年度

委託仕様書

委託名	一番街周辺の交通対策に係る交通誘導等業務委託						
委託箇所	川越市幸町地内ほか						
路河川名称							
事業名							
委託大要	業務の大要 交通誘導警備 一式						

変更理由					
備考					
地区	(0001) 県南				
適用年月					
工期	当初	自		至	令和8年5月22日
		日数			
	変更			至	
経費適用年月					
設計	当初金額		変更金額		
	委託価格				
	消費税相当額				
	合計				
請負	委託価格				
	消費税相当額				
	合計				
	請負増減額				
週休2日区分	-				

委託費内訳書

工事区分 工種 種別 細別・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
業務価格計	1	式			
- 交通誘導警備業務	1	式			
- - 交通誘導警備業務	1	式			
- - - 交通誘導警備業務	1	式			
- - - - 交通誘導警備	1	式			第1号一位代価表
- 諸経費	1	式			
業務価格	1	式			

委託費内訳書

工事区分	工種	種別	細別・規格	数量	単位	単価	金額	摘要
業務価格計					式			
				1				
- 消費税相当額					式			
				1				
業務委託費					式			
				1				

第1号一位代価表

交通誘導警備

1式当たり

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
交通誘導警備 21地点、3日		式			
	1				
合計		式			
	1				